

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、いずれも令和5年3月30日付けの各保護変更決定通知書により行った各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分が違法又は不当であると主張する。

世帯分離扱いとなった子が東京都外滞在中の令和4年暮れに医療受給を契機とした症状未確認及び事実誤認を基にとられた一連の通知（令和5年1月10日付け、同年2月8日付け及び同月24日付け）に対する撤回要求を放置し、本件各処分に至ったことは言語道断、不当である。

弁明書を通読したところ、明白な誤表記に加え、あえて印象を強めるような語句の乱用等、行政機関に不相応かつ不誠実な粗相があり、処分庁には根底に根ざす自らの役割への無自覚・未認知に気付き、改めるべきを改めてほしい。

訪問滞在先他県で体調悪化により急遽、外来診療を受けたという医療扶助に係る一件が、どうして生活保護自体の認否に係る案件に置換されなければならないのか、私ども世帯員には理解できない。

子は、数年前の保護認定可否検討時点でも、福祉事務上の齟齬により当時就いていた正業の継続に差し障り一年余りで職を辞すことになった。今回再び当事者扱いとなり、呆れている。令和4年当時、子は

デジタル世代の〇〇歳、携帯スマホ一つを手にして動きまわれる行動力ある若者のひとりである。地道に活動を継続していたおかげで、この件の渦中にいったん立ち消えになった正規就業の話が再浮上し、7月から正職就労を果たせた。

今回の現地医療受診の一件以前は、世帯・子に関して、収入報告等、定例の届出は欠かさずしてきた。コロナ禍の影響で子のアルバイト休止が長期化する間も子は本人なりに模索、活動している。令和4年10月から就活報告も提出、12月は活動実績なく提出しない旨も連絡済みだった。求められる報告や必要な連絡には留意励行し、世帯生活状況を知らせてきた。

把握できない生活状況とは、「日々の行動」を指しているようで、これは子・家庭に帰属することであって、3人1家計で限界生活しているなか、生活／居住実態について云々される必要もない。

令和4年12月26日の担当者との電話について、子は、40度近い高熱でつらかったが、医療扶助を受ける身として、多忙の中の遠距離電話ゆえ断らずに会話を始めたが、受給に関係ない話を次々と一方通行的に話され、言われるまま応答したので、理解できないまま発言し、仔細は覚えていない状況だったと知った。

そもそも当初のクリニックからの来電の折に担当者が受診傷病・症状、医師意見を照会していれば、重症患者相手の対応で、常人なら質疑展開は少なくとも回避し、2度の架電もありえないことと思料する。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年12月12日	諮問
令和7年 2月17日	審議（第97回第1部会）
令和7年 3月21日	審議（第98回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 19 条 1 項は、福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない旨を定め、法 25 条 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときと認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行う旨を定める。

法 61 条は、被保護者は、居住地又は世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないと定める。

また、法は、保護の実施機関（本件においては生活保護法施行細則 1 条 1 項により法 24 条から 28 条まで、法 62 条 3 項及び同条 4 項等に係る区長の権限は処分庁に委任されている。）は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法 27 条 1 項）、被保護者は、これに従わなければならない（法 62 条 1 項）と定める。

そして、保護の実施機関は、被保護者が法 62 条 1 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができ（同条 3 項）、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならない（同条 4 項）と定める。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準）第 1・2 は、同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は世帯分離して差し支えないこととし、同・(1)に、世帯員のうちに保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合を挙げる。

2 本件各処分についての検討

上記 1 の法令等の定めを前提として、本件各処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

令和4年12月26日、子の同月分医療券請求について〇〇県所在の医療機関から事務所に電話があったことを機に、担当者が子及び請求人に電話で確認したところ、子は〇〇県の知人の家にほぼ毎日宿泊しており、請求人宅に帰る頻度は2週間に1度あるかないかであると判明したこと、また、その後の担当者の問合せに対し、子及び請求人は応答しなかったことから、処分庁は、本件指示書により、子に対して生活状況の報告を求めたことが認められる。よって、本件指示書の内容は、処分庁が子に係る保護の要件を確認するために必要なものであったと認められる（法19条1項、27条1項）。

そして、令和5年2月28日、処分庁は、子に対し、処分をしようとする理由、弁明の日時及び場所について、本件通知書により通知し、弁明の機会を設けたが、子は弁明の日時及び場所に現れなかったことが認められる。

その後、令和5年3月24日に、担当者は子からの電話を受け、同月4日から14日まで、18日から同年4月初めまで〇〇県にいないことを聞き取り、子に対して、〇〇区に居住実態がないと保護できないこと、本件指示書及び本件通知書の内容が履行されていないため子は世帯分離となることを説明したことが認められる。

以上から、本件各処分は、本件指示書により子に対して生活状況の報告を求める文書指示を行い（法27条1項）、指示事項の履行がなかったことから、本件通知書により弁明の機会を設けたものの（法62条4項）、有効な弁明がなされなかったため、指示義務（同条1項）違反があったと判断して、子の世帯分離により請求人世帯の保護を変更すること（同条3項）を決定し、世帯主である請求人に対して通知したものであり、上記1記載の法令等に則って適法かつ妥当になされたものといえる。

また、本件各処分による各保護費の額を確認したところ、返納額を含めて、算出誤りは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件指示書により処分庁への報告を求められた生活状況とは、日々の行動を指し、これは子・家庭に帰属することである旨を主張する。

しかし、法は、保護の対象を福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者とし（法19条1項）、保護の実施機関は、常に、被保

護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行う（法２５条２項）ことを定めており、〇〇県への転居を検討している旨及び同県内の友人宅に宿泊をすることが多いと担当者に述べる子について、処分庁は、事務所の所管区域である〇〇区内に居住実態があるかどうかを調査すべきものと認められ、この点に係る請求人の主張は、本件各処分の取消理由とはならない。

また、請求人は、令和４年１２月２６日に担当者が子に電話して生活状況に関する聞き取りを行ったことについて、子はコロナウイルスに感染して高熱があり発言内容も覚えていない状況だったこと、また、このときの医療受給を契機とする本件指示書、本件通知書の撤回要求を放置し、本件各処分に至ったことが不当であると主張する。

しかし、同日の担当者による聞き取りの態様が、本件各処分の当否を左右するものとは認められず、また、子の〇〇区内での居住実態について子からの応答はなく、生活状況の報告を求めた本件指示書の指示内容の履行がなされなかったため、本件通知書により弁明機会の手続をとった上でなされた本件各処分が適法になされたと認められるのは上記２記載のとおりであるから、この点に係る請求人の主張も、本件各処分の取消理由とはならない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙１及び別紙２（略）